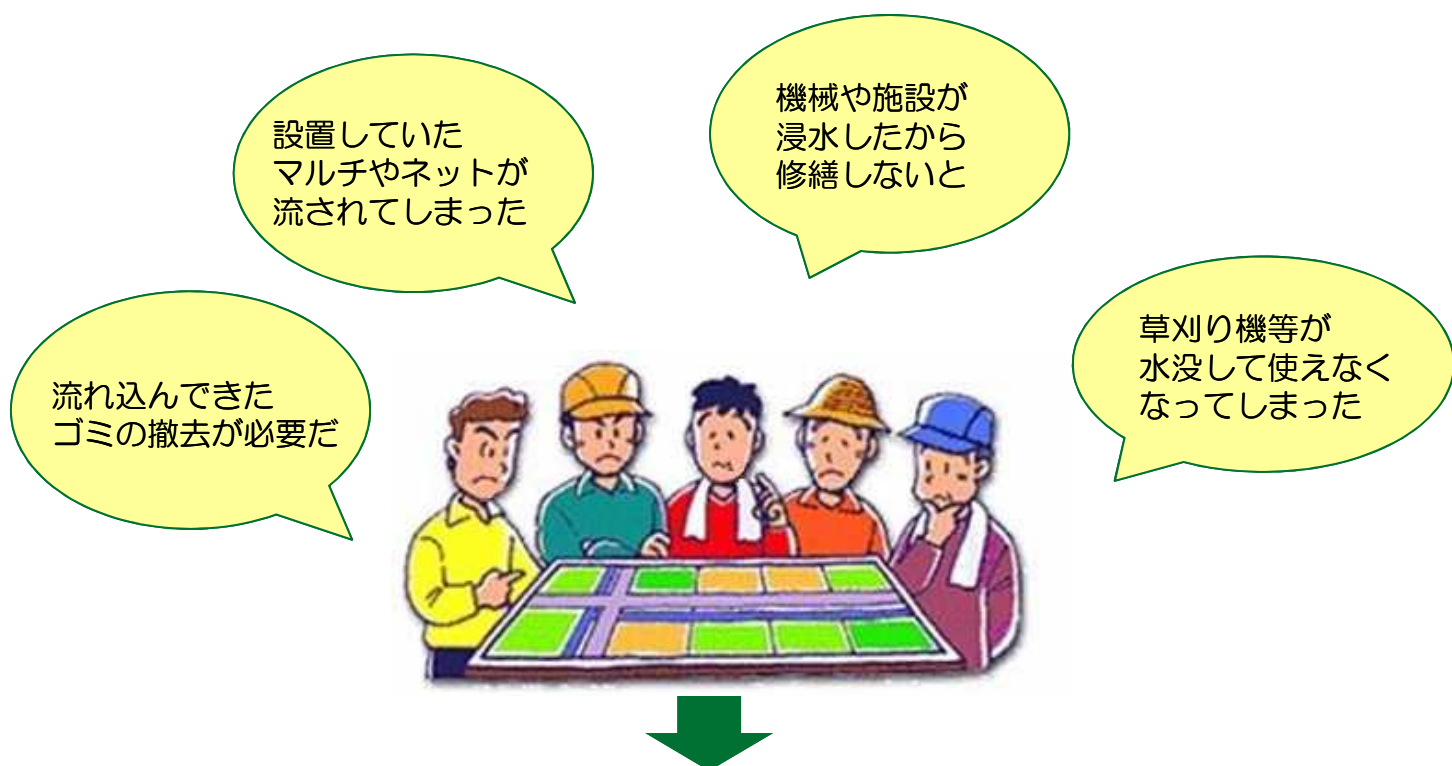


平成30年台風21号被害からの復旧に取り組む皆さまを応援します!!

「農業者等復旧応援事業」 のご案内



☆被災して使えなくなった、農業用資材や器具の購入、機械の修繕にかかる経費を支援します！

☆出荷額の回復につながる販売活動に必要な経費を支援します！



☆京都府農業改良普及センターの普及指導員等が、あなたの営農再開をお手伝いします
(被害状況確認や今後の営農に向けた相談)

申請書類の作成もサポートします！



申請締切

第一次締切：平成30年10月31日（水）まで
最終締切：平成30年11月30日（金）まで

申請書類提出先

各地域の農業改良普及センター、家畜保健衛生所、広域振興局などの窓口へ

※事業の詳細は裏面をご覧ください

補助金の事業内容

普及指導員等が
確認します

対象となる方

京都府内で営農されている府民の方で、被害報告のあった販売農家、畜産農家等 ※

※ 経営耕地面積が30a以上 又は
農産物販売金額が50万円以上の農家

支援対象

- ① 農業用資材等の購入経費
(マルチ、支柱、防虫ネットなど)
- ② 機器等の購入経費
(草刈機、肥料散布機、播種機など)
- ③ 機械・施設等の修繕経費
(コンバイン等の農業機械、ポンプ、
小破程度のパイプハウスなど)
- ④ 被災農地等の簡易な復旧
(ゴミや土砂の持ち出し処理など)
- ⑤ 商談会や販売促進会への出店料等

※災害復旧のため掛かり増しとなる資材で
平成30年12月末までに使用するもの
が対象です。

平成30年台風21号による
被害の復旧のために取り
組まれたものが対象で
す。

実績報告時に領収証(レシ
ート)や導入資材・機器・
活動状況が分かる写真が
必要です。

農業共済制度の対象とな
る被害は、共済金と補助
金の合計が事業費を超え
ない範囲で補助をします。

※ただし、他の事業との重複申請としないもの。

補助率

費用の1 / 2以内 (補助上限額 10万円 / 1戸あたり)

お問い合わせ先

京都乙訓農業改良普及センター	TEL075-315-2906
山城北農業改良普及センター	TEL0774-62-8686
山城南農業改良普及センター	TEL0774-72-0237
南丹農業改良普及センター	TEL0771-62-0665
中丹東農業改良普及センター	TEL0773-42-2255
中丹西農業改良普及センター	TEL0773-22-4901
丹後農業改良普及センター	TEL0772-62-4308
山城家畜保健衛生所	TEL0774-52-2040
南丹家畜保健衛生所	TEL0771-42-3308
中丹家畜保健衛生所	TEL0773-25-1860
丹後家畜保健衛生所	TEL0772-43-1125

お住まいの地域の京都府広域振興局 (宇治市、亀岡市、舞鶴市、京丹後市)